

豊後諸藩における類族制度の展開

佐藤晃洋

はじめに

潜伏キリシタンが、万治3年（1660）5月、熊本藩領高田手永（大分市）において捕縛されたことをきっかけに、臼杵・岡・府内等の藩領や幕府領において多数捕縛されていった。総称して“豊後崩れ”と呼ばれる潜伏キリシタンの捕縛は天和2年（1682）頃まで続き、豊後諸藩はキリシタン対策を強化せざるを得なくなった。

そのような状況を踏まえ、幕府は、貞享4年（1687）6月、「¹⁾（キリシタン禁制）覚」を發布したのである。この「覚」には、次の2か条が含まれている。

一、最前切支丹にてころひ不申以前の子は男女ともに本人同前之儀に候間、本人之内江書入可被申候、但ころひ候以後之子共は男女ともに類族之内江書付可被申事

一、類族之もの忌掛り候親類并聲舅吟味有之而、書付可被申候、此外は不及書付候

右之趣早速相改帳面に注之、切支丹奉行江可被差出候、帳之奥書等之儀は奉行中より可相達候、前々より切支丹宗門之者無之方江も為心得不殘相触候間、可被得其意候、以上

改宗した者を「本人（転びキリシタン本人）」とし、改宗する前に生まれた子どもを「本人同然」（史料には「然」と「前」が混在しているため史料のままとしたが、本文・表では「然」を使用）、改宗した後に生まれた子どもをはじめとする親族を「類族」とすることが定められている。「類族」のうち、「忌掛り」の範囲内の者を書き上げ、幕府に提出することも命じられている。

「忌掛り」の範囲に関しては、幕府が貞享元年に公布した「服忌令」を貞享3年に追加補充しており、²⁾「服忌令」に則して穢れの及ぶ範囲を想定したと考えられる(図1)。各藩では、「覚」に応じた対応が求められ、「類族」の範囲を設定し、取りまとめをしなければならなくなった。

本稿においては、かつて豊後国におけるキリスト教布教の拠点であった³⁾地域を含む臼杵藩と岡藩、両藩と隣接しているが積極的な布教活動が行われなかった地域の佐伯藩を対象としながら、貞享4年の幕府の「覚」発布以降の諸藩の「類族」制度の展開について比較しながら検討することを通して、⁴⁾それぞれの藩の取組みの差異・特色を明らかにしたい。

1. 類族制度の開始

(1) 岡藩における類族帳の作成

慶長18年(1613)の幕府による全国的禁教令に基づき、岡藩はキリシタン対策に取り組みはじめている。市万田組・軸丸組においては、元和元年(1615)を中心に⁵⁾転宗が進み、元和3年頃には転宗せず捕縛されていた者以外、表面上キリシタンがいない状況となっていた。なかには、慶長14年に転宗した者もいた。

その後、元和5年から宗門改のために侍2人を廻村させ、寛永14年(1637)に勃発した島原・天草一揆(～寛永15年)後には、宗門改の徹底を命じている。⁶⁾万治3年(1660)には、“豊後崩れ”の発生により、長崎奉行所から踏絵を借用して宗門改を実施している。寛文元年(1661)からは、各自の宗旨や檀那寺を確認し、家内書付を毎月、宗門判形帳を1年に2度提出させることにしている。これにともない、村組ごとに千石庄屋に板の踏絵を配布し、毎月絵踏を実施することとした。寛文4年からは、長崎奉行所から踏絵を借用して年1度の踏絵を実施はじめているが、寛文11年に宗門改の徹底を図るために長崎奉行所から借用した踏絵の複製品を作成し、長崎奉行所から叱責を受けるという事態も起こしてしまった。この影響で、寛文12年には、千石庄屋に渡していた板踏絵を回収し⁷⁾城中の蔵に納めている。岡藩は、別の形で宗門改の徹底を図るた

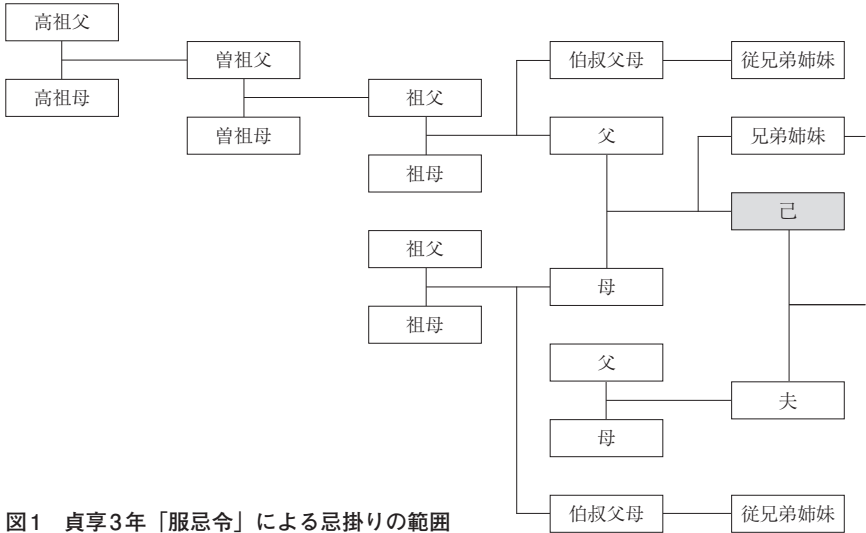


図1 貞享3年「服忌令」による忌掛りの範囲

めに、寛文5年の切支丹奉行（後に宗旨奉行と改称）2人の任命に加え、寛文13年に切支丹拷問目付3人を任命している。

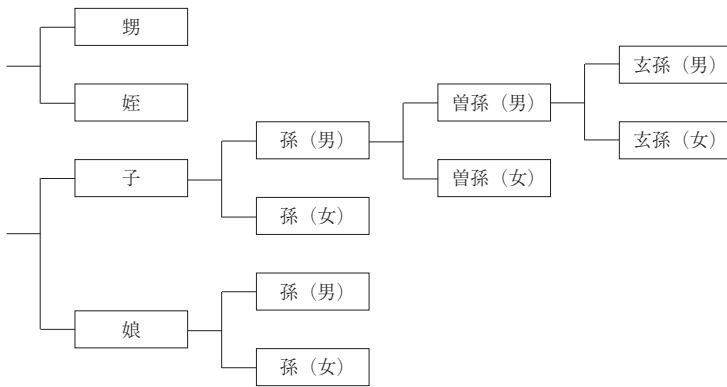
そのようななかで、貞享4年（1687）に幕府の「覚」が發布されたことから、岡藩では、各村に「本人」・「本人同然」ごとに「類族」に関して調査させ、庄屋に「服忌令」の「忌掛り」に沿って類族を書き上げさせ、翌貞享5年（元禄元年・1688）に提出させている。マレガ資料のなかにも、「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組⁸⁾」がある。

「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」は、大野郡市万田組（豊後大野市）が貞享5年（元禄元年）に作成し岡藩に提出したものの控を基に、元禄3年に内容を確認・追記したものである。

右耶蘇宗門類族帳、貞享五之秋被召上候帳面之通、堅固致校合、相違無之様相認置申候、向後、類族増減者別帳仕置候間、時々書記可申候也

元禄三庚午年 八月日

「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」の記載内容を、「古切支丹 藤左衛門」とその関係者からみてみよう（図2）。



古切支丹 四拾歳転

一、藤左衛門 病死

右之者、大野郡市万田村百姓仕罷在候処、承応元年壬辰十月十八日、七拾七歳ニ而病死、真言宗大野郡板井迫村大恩寺土葬

藤左衛門は、40歳で転び、承応元年（1652）10月18日に77歳で病死し、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺に土葬されている。この記述から、藤左衛門は、元和元年に転んだ「古切支丹」と把握されていたことがわかる。

右藤左衛門子 拾壹歳転

一、茂右衛門 病死

右之者、大野郡矢田組両家村百姓仕罷在候処、天和元年辛酉極月十一日、七拾八歳ニ而病死、一向宗直入郡柴栗村源勝寺土葬

「古切支丹 藤左衛門」の子である茂右衛門は、11歳で転び、天和元年（1681）12月11日に78歳で病死し、直入郡柴栗村の一向宗源勝寺に土葬されている。この記述から、茂右衛門は、慶長19年に転んだ「本人」と把握されていたことがわかる。このような「古切支丹 藤左衛門」に連なる「本人」に続き、

「類族」が書き上げられている。

右藤左衛門類族 藤左衛門舅者、矢田組両家村へ先年居申たる善可と申者夫婦之由、死年号月日・取置之檀那寺不知

「古切支丹 藤左衛門」の「類族」を書き上げるにあたって、「忌掛り」に沿って、確認作業をしているが、藤左衛門の妻（古切支丹 つや）の両親は、以前大野郡矢田村に住んでいた善可夫婦ではあるが、死亡年月日や檀那寺等は判明していない。

右藤左衛門父

一、主計

右之者、大野郡市万田組和田村百姓仕罷在候処、百年以前病死仕、真言宗同郡板井迫村大恩寺取置申候、死年号月日、何歳ニ而病死仕候哉、年久儀御座候故、子末之もの共不奉存知由申候

「古切支丹 藤左衛門」の父主計は、大野郡市万田組和田村に住み100年以前に病死し、同郡板井迫村大恩寺に葬られているが、年が経過しすぎていて死亡年月日や死亡年齢等は判明していない。

右藤左衛門転以後子

一、善之丞 真言宗大野郡板井迫村大恩寺檀那 当辰六拾四歳
右之者、大野郡市万田村百姓仕罷在候

現存している「類族」をみていくと、「古切支丹 藤左衛門」が転んだ後の子である善之丞は、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺の檀那で、大野郡市万田村の百姓として生活していると確認されている。

右藤左衛門曾孫 由助娘

一、にん 真言宗大野郡板井迫村大恩寺檀那 当辰貳歳
右之者、大野郡市万田村父由助一所罷在候

「古切支丹 藤左衛門」の曾孫であるにんは、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺の檀那であり、大野郡市万田村の父由助の許で生活している。

このように「古切支丹 藤左衛門」の曾孫まで書き上げられた「類族」をみると、「古切支丹」藤左衛門・つやと転宗した茂右衛門・仁左衛門・なつの計5人が「本人」と認識され、藤左衛門の類族が18人、茂右衛門の類族が19人、

仁左衛門の類族が21人となっている。

「古切支丹 藤左衛門」の「類族」には「本人同然」はいなかったが、「本人同然」について、「古切支丹 善次郎」の関係者に関する記載からみてみよう。

古切支丹 三拾六歳之転 此善次郎妻ニクハ、同牒与兵衛系之内在
一、善次郎 病死

右之者、大野郡市万田組田村百姓仕罷在候処、寛永十四年丑七月十六日、五拾八歳ニ而病死、真言宗大野郡板井迫村大恩寺土葬

善次郎は、36歳で転び、寛永14年7月16日に58歳で病死し、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺に土葬されている。この記述から、善次郎は、元和元年に転んだ「古切支丹」と把握されていたことがわかる。善次郎の妻にくも「古切支丹」で、「古切支丹 与兵衛」の姉として記載されている。この「古切支丹 善次郎」に、転ぶ前の子どもがいた。

右善次郎不転以前之子、本人同前

一、久左衛門 病死

右之者、大野郡市万田組田村百姓仕罷在候処、万治元年戌三月十三日、六拾四歳ニ而病死、一向宗大野郡佐代村最乗寺土葬

表1 「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」に記載された「本人」、「本人同然」、「類族」

		市万田組江 居申分	他組并他領江 居申分	計		
転本人	転本人	病死	42	3	45	55
	転本人同然	存命	1		1	
		病死	8	1	9	
長崎本人	火烘		1		1	81
	長崎行留		8	11	19	
	城下籠舎		1		1	
	城下籠死		3	6	9	
	御助在死		1	1	2	
	御助存命		7	3	10	
	先死			1	1	
長崎本人成 (長崎本人同然)	存命	14	18	32	6	
	病死	2	4	6		
類族	存命	210		210	210	
	病死	100		100	100	
計			398	48	446	446

久左衛門は、「古切支丹 善次郎」の転ぶ前の子で、万治元年3月13日に64歳で病死し、大野郡佐代村の一向宗最乗寺に土葬されている。久左衛門は、切支丹が転ぶ前の子であり幼児洗礼を受けている可能性があるとして「本人同然」と把握されていた。

「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」には、転ぶことなく「火烘」となった「古切支丹 喜庵」に関する記述もある。

古切支丹、火烘

一、喜庵

右之者、大野郡市万田組石ヶ原百姓仕罷在候処、切支丹宗門転不申ニ付、寛永十年酉四月廿二日、七拾貳歳ニ而火烘被為仰付相果申候

喜庵は、「古切支丹」と認識されており、転ばなかったため寛永10年4月22日に72歳で「火烘」となっている。「古切支丹 喜庵」の関係者は、喜庵のように転ばなかった者も含め「本人」14人、「本人同然」22人、「類族」145人が記載されている。喜庵以外の「本人」は、万治3年から天和2年頃までの“豊後崩れ”において捕縛され、長崎に送られた者や岡藩が城下町に設けた籠舎に囚われている者、村に戻された者等が含まれている。

このように「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」に記載された「本人」、「本人同然」、「類族」を集計すると、446人が表1のように分類されている。「本人」と「本人同然」は、大きく「転本人」と「長崎本人」に分けられている。「転本人」に分類されているのは、“豊後崩れ”以前に転んだ「本人」と彼らが転ぶ前に生まれた子である「本人同然」である。転んだ者には、自分の意志で切支丹となった「古切支丹」と、親等の意思で切支丹となり転んだときが3歳～17歳の者等が含まれていた。

「長崎本人」に分類されているのは、“豊後崩れ”により捕らえられた者（この段階で転んでいない者や死亡者も含む）と彼らが捕らえられる前に生まれた子であり「長崎本人成」と呼称された「本人同然」である。例外として、転ばなかったため火烘となった「古切支丹 喜庵」が「長崎本人」に含まれている。

貞享5年段階のこのような細かな区分は「類族」管理のなかで「本人」・「本

人同然」に集約されていった。

貞享5年提出のこのような「類族帳」が岡藩の「類族」管理の基礎台帳とされるとともに、同年、藩全体の「類族帳」を取りまとめ「切支丹帳面」として宗旨奉行が出府して幕府に提出している⁹⁾。この後、「類族帳」に記載された「本人」・「本人同然」ごとに「類族」の出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の動向が追跡され、死亡や出生等は幕府へ報告されるようになった。

たとえば、天保4年（1833）11月26日から1年間に死亡した「類族」5名について、幕府に次のように報告している¹⁰⁾。

古切支丹之類族病死之覚

天保四巳十一月廿六日ヨリ同五午十一月廿五日迄

二ノ帳弾之丞系

一、豊後国大野郡栗ヶ畑村百姓、転切支丹弾之丞三男、本人同前作左衛門、作左衛門玄孫、勇右衛門悱、源七儀、父病死以後、同郡山内村跡百姓仕罷在候処、去巳十二月十一日六拾五歳ニ而病死、檀那寺同郡片嶋村禪宗宝福寺ニ而取置申候

……

右之通類族五人致病死候間、為御断如斯御座候以上

天保五甲午年

中川修理大夫

死亡した「類族」源七について「二ノ帳弾之丞系」と表記されていることから、岡藩が幕府に提出した「類族帳」は、「類族」の人数が多かったため、領内全域分で複数冊あり、発端となった「本人」や「本人同然」ごとに「～系」として「類族」が整理されていたことがわかる。岡藩が「類族」管理の基礎台帳として保管している「類族帳」も同じ分冊、同じ配列となっており、死亡・出生等の追加・修正報告が正確に伝わるようにしていたのであろう。

(2) 臼杵藩における類族帳の作成

臼杵藩においても、幕府の全国的禁教令に沿って、慶長19年（1614）からキリシタン対策に取り組み、島原・天草一揆（1637～38）後の幕府によるキリシタン禁制政策の強化にとともに¹¹⁾、キリシタン対策を強化させていった。元和8

年（1622）を中心に多くのキリシタンが改宗し、表面上キリシタンがいない状況になった寛永12年（1635）、檀那寺による旦那であるという証明が書き込まれた「いえ」ごとの起請文を作成させ、改宗した者を監視する体制を作っている。島原・天草一揆後の正保3年（1646）には、五人組制度を整え、監視体制の強化を図った。延宝元年（1673）には、藩全体の状況を取りまとめた「宗門改帳」を幕府に提出している¹²⁾。延宝5年以降は藩の宗門奉行が絵踏の際に長崎奉行所から踏絵を借用し、元禄元年（1688）からは全領民を対象として毎年絵踏を実施するようになり、宗門改に際して宗門改帳も作成している。

貞享4年（1687）7月16日、臼杵藩では、幕府の「覚」に沿って、「キリシタン禁制覚」について藩重役を城に集めて申し渡した。それとともに各村で「本人」・「本人同然」ごとに「類族」に関して調査させ、庄屋に「服忌令」の「忌掛り」に沿って「類族」を書き上げさせ、同年10月に提出させた。マレガ資料のなかにも、久土村（大分市）ちよに関して丹生原村庄屋久三郎が提出した「切支丹類族之内本人に成者并其類族之御帳」¹⁴⁾や、平清水町ぬるいと（臼杵市）乞食知三の女房に関して海添村庄屋弥次郎が提出した文書等¹⁵⁾が散見される。これらは「豊後崩れ」に伴う「本人」と「本人同然」の「類族」の書上げである。これらには「延宝元丑年御帳ニ、名まんと有之」というような記載があり、延宝元年にも書上が作成され貞享4年当時に変更されている事項について付記していることがわかる。

寛文4年（1664）に捕らえられた通村久兵衛が「不被召捕以前ニ出生」した娘で、貞享4年に通村吉助の女房に関して「類族」とともに書き上げられた「貞享四年切支丹類族之内本人ニ成其類族御帳 末広組」¹⁶⁾をみてみよう。通村吉助女房は、「本人同然」と位置付けられ、表題に「本人ニ成」と書かれるとともに、提出後に藩宗門方が確認して「本」と朱書している。

一、通村

吉助

〔本〕^(朱書) 女房 当卯ニ 五拾六歳

延宝元丑ノ年御帳ニ有之

此女房之父方通村久兵衛、邪宗門ニ而、寛文四年辰ノ四月廿七日ニ被召捕、長崎へ被遣候、此女房之父不被召捕以前ニ出生仕候、真宗

専想寺旦那

書上の作成では、「忌掛り」に沿って、通村吉助女房の祖父母・曾祖父母・高曾祖父母まで確認作業をしているが、吉助女房の父方祖父母までしか判明していない。

右之女房高曾祖父母、曾祖父母、知れ不申候、母方之祖父母、知れ不申候
この書上では、通村吉助女房に関して、「本人」4人、「本人同然」3人、「類

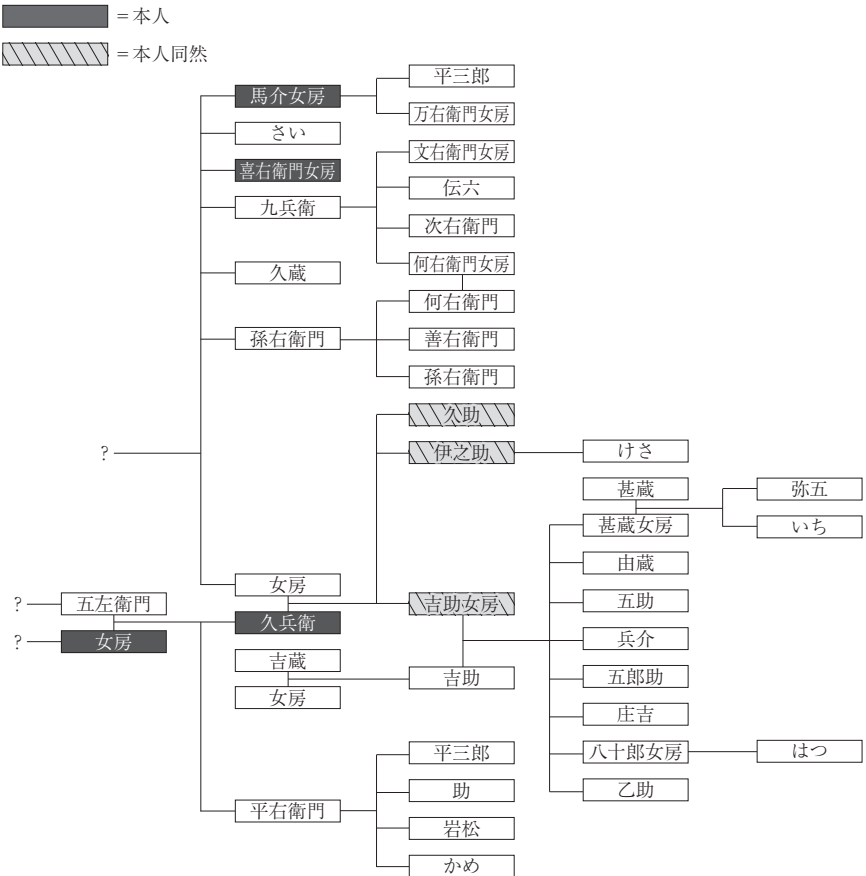


図3 通村吉助女房の類族の範囲

族」36人が記載されている（図3）。

このように、臼杵藩では、「本人」や「本人同然」ごとに「類族」を書き上げ、提出された「切死丹本人并類族御帳」を「類族」管理の基礎台帳としていた。

臼杵藩においては、「類族」の監視が「本人」や「本人同前」が死亡しても続けられ、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動は届け出ることとされた。各村組では、「切死丹本人并類族御帳」を基にして「類族名寄帳」等を作成し、常に変動を記録していた。この「類族名寄帳」が作成される過程で、「類族」を管理するために数種類の文書が作成されるようになった。

丹生原村組原村（大分市）の類族に関して残っている文書から一番古い「宝暦六年 類族寄御帳¹⁷⁾」をみてみよう。

宝暦六年	丹生原村
類族寄御帳	
子三月廿九日	

	同村	子ニ
原村本人三左衛門子	専想寺旦那	助太郎
	上久所村甚七妻娘、助太郎	七拾六歳
		子
原村本人同然平左衛門後家孫	光圀寺旦那	女房
		七拾貳歳
		名はつ
	助太郎子	子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	平九郎
	助太郎子平九郎子	三拾五歳
		子
原村本人三左衛門曾孫	専想寺旦那	三次郎
	同村弥太郎子	八歳
		子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	弥左衛門
	同村弥太郎子	三拾九歳
		子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	庄兵衛
	同村平吉娘、同村弥太郎	三拾七歳
		子
原村本人三左衛門娘	専想寺旦那	後家
		七拾貳歳
		名みつ

(別冊)
「宝暦六年子四月朔日病死仕候」

(以下略)

「宝暦六年 類族寄御帳」には、原村に住んでいる「類族」が、「本人」あるいは「本人同然」ごとにまとめられている。「本人」である三左衛門の場合、子の助太郎とその家族(妻、子、孫)、娘のみつとその家族(子2人)、合計7人が書き上げられている。三左衛門は死亡しても、その子孫は三左衛門の流れとして書き上げられ続けたのである。また、新たな「類族寄御帳」が作成されるまでに死亡や出生した場合には、三左衛門娘みつの項のように、期日・理由等が書き加えられている。「宝暦六年 類族寄御帳」には、宝暦6年(1756)3月に原村に住んでいた188人の「類族」が記載されている。

このように記載されていた「類族」に関しては、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動があれば、庄屋は宗門奉行にそのつど報告しなければならなかった。とくに死亡の場合は、貞享4年の「覚」においても明記されていたように、検視が必要であった。

たとえば、端裏に「落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、宝永四年亥十月十二日病死、善正寺」と記されている「御書物之事」¹⁸⁾をみてみよう。

御書物之事

一、落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、腹痛煩亥十月十二日相果申候、此者父同村孫右衛門、切支丹宗門転本人、就夫庄屋・弁指・五人組之者罷出吟味仕、死骸見届申候、少も疑敷儀無御座候、真宗善正寺土葬取置被申候、則住持之手形を取相添差上申候、仍而御書物如件

宝永四年	落谷村五人組	喜兵衛㊦
亥十月十三日	同	新之丞㊦
	同	庄次郎㊦
	同村同	
	弁指	孫兵衛㊦
	落谷村庄屋	新右衛門㊦

岩手六左衛門様
中村雲八様

武藤又助様

右之者、他領類族ニ出不申候、右後家夫庄兵衛父同村久兵衛転本人ニ
而御座候、則夫庄兵衛三年已前ニ相果申候

この「御書物之事」は、落谷村（白杵市）の65歳の庄兵衛後家の病死について、宝永4年（1707）年10月13日に村から宗門奉行に提出された文書である。庄兵衛後家の父「孫右衛門」が「切支丹宗門転本人」であったため、「類族」として庄兵衛後家の死亡に関して報告している。村が提出した「類族」の死亡届は、庄兵衛後家が死亡した事実とともに、死骸を落谷村の庄屋と弁指、庄兵衛後家の家族が含まれる五人組の者で確認しとくに異常がなく、善正寺に土葬とした旨が記されている。この文書は、落谷村の庄屋と弁指（五人組の1軒でもある）、庄兵衛後家の家族が含まれる五人組の連署で作成されている。

そして、この文書には、庄兵衛後家の檀那寺である善正寺の住持が作成した「手形」を添えると記されている。次の「御書物之事」¹⁹⁾が、善正寺の住持が作成した「手形」である。

御書物之事

一、落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、腹痛煩亥十月十二日ニ病死仕、浄土真宗当寺旦那ニ而御座候、此者父同村孫右衛門、切支丹宗門転本人、就夫庄屋・弁指・五人組合之者ニ死骸見届、拙僧土葬ニ取置仕候、仍而為後日如件

宝永四年

善正寺

亥十月十三日

浄了^印

岩手六左衛門殿

中村雲八殿

武藤又助殿

庄兵衛後家の病死について、村から提出された文書と同様の趣旨が善正寺の住持の立場で記されている。これらの文書をみると、「類族」の死亡に関しては病死であっても、村役人や五人組、檀那寺の住持らによる検視が行われていたことがわかる。これら2通の「御書物之事」は、藩宗門方が一対として巻き込み、外側の文書の端裏に内容の概要を記して整理・管理していた。

庄屋は、提出した報告を「類族諸願日記帳」に写して記録していた。たとえば、丹生原村組原村（大分市）に関して「宝暦六年 類族諸願日記帳²⁰⁾」をみると、類族の死亡5件、出生1件、養子1件、縁組1件、剃髪1件、行方不明1件、合計10件が記録されている。これらの報告の記録をみると、「類族」の死亡に関しては「御書物之事」と題して庄屋と弁指・五人組の連署で作成し、他の報告は「覚」と題して庄屋が作成していることがわかる。このような報告様式の違いからも、「類族」の死亡が特別な扱いだったことがうかがえる。

庄屋が作成していた文書に「諸願留書」がある。これは、村組から提出された各種報告・願い等の写しをまとめたものである。このなかには、村組全体に関するものや個別の村に関するものなど、さまざまな報告や願いが記載されている。丹生原村組（大分市）の「宝暦六年 諸願留書²¹⁾」から原村に関するものだけを抜き出すと、38件の報告や願いが記載されていた。これらのなかには、「宝暦六年 類族諸願日記帳」に記載されていた10件もすべて記載されていた。また、「類族諸願日記帳」には各人の名前が記載されていなかったが、「諸願留書」には庄屋と弁指・五人組及び宗門奉行の各人の名前が記されている。

これらの他に、庄屋は「類族男女生死出入写書覚」を作成している。丹生原村組（大分市）の「宝暦六年 類族男女生死出入写書覚²²⁾」から原村に関する事項をみると、死亡5件、出生1件、養子1件、剃髪1件、行方不明1件、合計9件が記載されている。「宝暦六年 類族諸願日記帳」の縁組以外の事項が記載されていることになる。また、記載内容を見ると、表題、提出日、差出や宛先が記載されていない。これらのことから、「類族男女生死出入写書覚」は「類族」の人数の増減に関する事項を集約して一覧できるようにしたものと考えられる。「類族」である原村（大分市）兵助後家の宝暦6年3月18日付の死亡報告を例に、「諸願留書」「類族諸願日記帳」「類族男女生死出入写書覚」の記載の違いをみてみよう。

まず、「宝暦六年 諸願留書²³⁾」から抜き出したものである。

御書物之事

- 一、丹生原村兵助後家六拾七歳ニ而、疹相煩、子ノ三月十八日病死仕候、此者之祖父同村長助、切支丹宗門転本人同然之者ニ而御座候ニ付、庄屋・

弁指・五人組合之者、且那寺里村真宗光国寺住持立合、死骸相改少も不
審成儀無御座候ニ付、右之光国寺御取置土葬仕候、則住持手形相添差上
申候、為後日御書物如件

	丹生原村五人組合	伊左衛門
	同	金右衛門
	同	彦右衛門
宝曆六子年三月十八日	同	□□□
	同	□右衛門
	同村弁指	善九郎
	同	権八
	同	四郎兵衛
	同	幸右衛門
	同	平九郎
	同村庄屋	又左衛門

宇野仁右衛門様
河村儀大夫様
加納小兵衛様

他領類族ニハ出不申候

記載内容を見ると、内容も詳しく、庄屋・弁指・五人組及び宗門奉行全員の
名前が記載されており、提出した報告をそのまま写したものと考えられる。

つぎに、「宝曆六年 類族諸願日記帳」²⁴⁾から抜き出したものである。

御書物之事

一、丹生原村兵助後家六拾七歳、子三月十八日病死仕候、此者之祖父同村
長助、切支丹宗門転本人同然之者ニ御座候、真宗光国寺御取置候

	五人
宝曆六子年三月十八日	弁指
	庄屋

宗門御奉行様

内容は簡略化され、差出や宛名が「五人」「弁指」「庄屋」「宗門御奉行様」

と略記されており、個人名は記載されていない。

つぎに、「宝暦六年 類族男女生死出入写書覚」²⁵⁾から抜き出したものである。

一、丹生原村兵助後家六拾七歳、疹相煩、子三月十八日ニ病死仕候、此者之祖父同村長助、切支丹宗門転本人同然之者且那寺里村真宗光国寺御取置被成候、他領ニは出不申候

記載内容は、提出した内容の要点をまとめたものとなっている。「宝暦六年諸願留書」の記載で付記されていた「他領類族ニハ出不申候」も略して記されている。一方、「御書物之事」という表題や提出日、差出や宛名は記載されていない。

記載内容から考えると、庄屋は提出した文書をすべて「諸願留書」に写し、その後、類族に関する提出物を抜き出して「類族諸願日記帳」や「類族男女生死出入写書覚」に、それぞれの目的に応じた必要事項のみを記載したと考えられる。このように、庄屋は、基本台帳として「類族名寄帳」を作成して「類族」を把握し、生死出入等の変動については報告するとともに、数種類の文書に記録していた。

「類族」に関する変動について村組から届が出されると、白杵藩宗門方は藩の基礎台帳と照合し、加除修正をしていた。その段階で、不明な点は村組に問い合わせ確認し、「類族名寄帳」等の修正を指示する場合もあった。

白杵藩から村組への問い合わせや修正指示事項を、「寛政十二年類族之者御吟味御書付写并御答扣 丹生原村組」²⁶⁾から抜き出してみよう。

- 一、幸右衛門事、出生之節九平と申達、九平ニ可改
- 一、彦五郎事、作右衛門子ニテ養子ニ参り候哉
- 一、孫治弟伝治事、踏絵帳ニ三拾壹歳ト有之、此度差出シ候帳ニハ三拾式歳ト有之、吟味之上可申達
- 一、吉平事、何方江参居候哉、居所可申達
- 一、佐七父文七、何年何月何日相果候哉

名前の確認や年齢、所在、死亡年月日等についての細かな問い合わせであり、幕府への報告も意識してのことであろうが、白杵藩宗門方が詳細な確認作業を行っていたことがうかがえる。

(3) 佐伯藩における類族の統制

佐伯藩領は、かつて宣教師が居住し積極的な布教活動を展開した地域が含まれる岡藩領や臼杵藩領と異なり、居住していたキリシタンは少なかった。佐伯藩が元和4年（1618）から文化12年（1815）までの「古切支丹」や「類族」等の死亡者をまとめた「佐伯古切支丹類族死失覚」²⁷⁾によると、表2のごとく、類族の系統の発端となったのは4人であった。佐伯藩では、転宗を迫っても転宗することなく「首獄門」や「火罪」、「牢死」した者を「古切支丹」、転宗した者を「転切支丹」、「古切支丹」が捕らえられる前あるいは「転切支丹」が転宗する前に生まれた者を「本人同然」と呼んでいる。「佐伯古切支丹類族死失覚」には、「古切支丹」9人、「転切支丹」3人、「本人同然」6人、これらと「類族」を合わせて212人の名前が記されている。「古切支丹」としては、寛永11年（1634）に「首獄門」となった者1人、「火罪」となった者7人とともに、“豊後崩れ”にともなって寛文9年（1669）に訴人され長崎送りとなり転宗することなく元禄2年（1689）に長崎で「牢死」した者1人が含まれている。また、「転

表2 佐伯藩における「本人」・「本人同然」

	種別	名前	発端等との関係	処罰や転の年	
発端	古切支丹	せん		寛文9年 長崎送り、牢死	
	本人同然	とく	せん娘		
発端	古切支丹	半関		寛永11年 首獄門	
	本人同然	源兵衛	半関倅		
発端	転切支丹	清太夫		元和4年 転	
	転切支丹	(名不知)	清太夫妻		
	本人同然	与七郎	清太夫嫡男		
	本人同然	庄助	清太夫次男		
	古切支丹	九兵衛	清太夫三男	寛永11年 火罪	
	古切支丹	(名不知)	九兵衛妻		
	古切支丹	(名不知)	清太夫四女・権兵衛妻	寛永11年 火罪	
	古切支丹	権兵衛	清太夫婿		
	本人同然	とら	清太夫五女		
	古切支丹	与七郎	清太夫孫	寛永11年 火罪	
	古切支丹	(名不知)	与七郎妻		
	古切支丹	弥五郎	清太夫孫	寛永11年 火罪	
	発端	転切支丹	久六		
		本人同然	十左衛門	久六倅	

切支丹」が転んだ年は、元和4年に1人、寛永11年に2人であった。これらのことから、佐伯藩におけるキリシタン禁制政策は、元和4年頃から始まり、寛永11年に大きな転機を迎えたといえる。この後、佐伯藩では、「転切支丹」や「類族」の監視をしながらキリシタンがいない状況の維持に努めていたが、寛文9年の「古切支丹 せん」の長崎送りをきっかけとして、寛文10年から宗門改を開始している。毎年、2月に「いえ」ごとに檀那寺から旦那であるとの証明をもらい、各村ごとに取りまとめて「宗門帳」を作成して藩の寺社奉行に提出することから始まる。藩による確認作業の後、4月に廻村し各人の宗門・檀那寺を確認するのである。ただし、絵踏は行っていない。

また、寛保2年(1742)の「五人組帳前書」をみると、「切支丹宗門御制禁」を堅く守り、宗門改を毎年受け、「類族」の死亡・出産・縁組を届け出ることが示されている。「五人組帳前書」は、毎年正月・5月・9月に村ごとに庄屋宅に集まり、庄屋による読み聞かせも行われていた。²⁹⁾

佐伯藩においても「類族帳」を作成し、幕府に提出した後、変更があるたびに修正を報告していた。³⁰⁾元禄8年には、前年に修正して提出した類族帳に誤りがあったと幕府に届け出ている。

一、私領分之類族帳、去年認直差上候帳面之内、類族之婿ニ而候ものを本人之婿与心得書出シ候、且又宗旨・旦那寺二・三ヶ所書違申候、右之趣直申度候間、当分御帳面御借可被下候、遠國故承違有之、無念之様可被思召与迷惑仕候、以上

四月廿九日

毛利駿河守(高久)

2. 類族制度の展開

(1) 佐伯藩から幕府への問い合わせ

元禄6年(1693)、佐伯藩は、幕府から「本人同然」・「類族」に関する指示を受けている。³¹⁾

一、類族之もの神参又者湯治其外、不叶用事有之而断申もの有之者、五ヶ月或者七ヶ月、又者壹ヶ年程ニ遣し可被申候、其程ヲ過年越逗留申事者不

罷成候、無抛子細有之而、年ヲ越申迄逗留之願申もの有之者、具ニ先方
ヲ承届、此方江可被申越候、御奉行衆江御断無之而者不罷成候間、兼而左
様可被相心得候

一、本人同前之ものハ他出曾而不罷成候、是又左様可被相心得候

一、類族之もの他所ニ住宅仕事者猶以不罷成候事

「類族」の神社参詣・湯治等は年を越してはならない、「本人同前」は他領へ
出てはならない、「類族」は他領で居住してはならない、という内容であった。
「類族」には生活上の制約が課されている。

元禄7年、佐伯藩は、「類族」に関して幕府宗門奉行の用人に問い合わせをし、
回答を得ている。³²⁾

一、類族をはつれ候もの共縁組之義、如何可仕哉と佐伯の申来候、類族を
はつれ候得ハ、平人と縁組等之事何之構無之候間、互ニ心次第可申付

一、類族之内他領江居所替、附嫁娶・変死・欠落、此分当时之御届ニ候、
欠落者立帰候茂同断

右之外者二季之御届候、此内御両判・御無判之品有之候

「類族」を外れた者の縁組について、平人との縁組など何の問題もないので互
いの心次第、「類族」の他領への居所替・婚姻・変死・出奔はその時点での届、
その他は年2回の定められた時期の届とする、というものであった。

さらに、元禄13年、佐伯藩は、「類族」の婚姻の届に関して幕府宗門奉行の
用人に問い合わせ、回答を得ている。³³⁾

一、類族与類族之婚儀者尤御断可申事

御届入申候事

一、常之百姓之娘并姉妹、類族之もの江嫁申候事、是者御断ニ及申間敷候哉
本人同前之娘ニ成候ハ御届入、其上新規ニ類族ニ成申候、無左候得者御
届入不申候

一、類族之もの娘并姉妹、常之百姓ニ嫁申候事、是ハ御断可申之哉

居所替申候間、御届入申候

佐伯藩は、「類族」の婚姻に関する届について、細かく問い合わせている。
幕府への「類族」に関する届に抜かりがないように確認しようとしている佐伯

藩の姿勢から、「類族」に関する届の在り方が定まっておらず、このようなやり取りを積み重ねていた状況がうかがえる。

(2) 類族の範囲の変更

宝永2年(1705)、佐伯藩が「本人同然」のとらの玄孫が生まれたことを幕府に届けたことについて、幕府宗門奉行の用人から「本人同然」の玄孫は届ける必要がないと連絡が来ている。ただ、臼杵藩が幕府に玄孫まで生死を届けていることから、臼杵藩出身の「類族」については生死を臼杵藩に届け、幕府に届けるかどうかは「臼杵宗門奉行之心次第」にするようにとしている。

一、……本人同前とら玄孫者清太夫の六代目ニ而候得者、出生之御届ニ不及候、兼而服部金右衛門伝授之類族系にも、本人同前の女続之時者孫ニ而相濟、男続候而者曾孫女なれば、此女ニ而相濟事ニ候、前とら玄孫者最早出不申候故除キ申候

一、臼杵類族生死之事者、玄孫迄宗門奉行衆可被相届候、公義御奉行衆江書出候分ケハ臼杵宗門奉行之心次第ニいたし置候様ニ与、是又金右衛門申之候

さらに、正徳2年(1712)、「本人同然」の玄孫の扱いについて、佐伯藩江戸留守居から国元に、幕府宗門奉行の用人の意向が伝えられている。³⁵⁾「本人同然」の「類族」の生死・居所替・婚姻の幕府への届は曾孫までとし、玄孫以降は平人と同じ扱いになる、という内容であった。また、臼杵藩出身の「類族」については、玄孫まで生死を臼杵藩に届け、幕府に届けるかどうかは「臼杵宗門奉行之心次第」にするように、と指示されている。

転切支丹本人同前之玄孫之事

一、男女共ニ本人同前之曾孫迄者生死并居所替、婚儀共、公義御奉行衆江御届入申候、玄孫の生死之御届ニ及不申候、本人同前男系之ものハ曾孫迄、本人同前女系之ものハ孫迄ニ而御届者事濟候得共、前々女系之ものも曾孫迄御届致来候而者今以曾孫迄御届いたし候

右之通本人同前男女共ニ玄孫者御届ニ及不申、爰許之本帳ニも書加不申候間、可為平人同前、然共幾代過候而も其筋之ものに御座候間、一向之

平人共被申間敷候

一、白杵出之類族玄孫生死之義者、前々之通白杵江御届可有候、公義まで御奉行江書出候分ケ者、白杵之宗門奉行江心次第ニいたし置候様、先年小幡上総介様御家来服部金右衛門申伝候、已上

辰十月十四日

このように「類族」の範囲が示され、この範囲を越えれば届の必要はないということであるが、一方で「幾代過候而も其筋之ものに御座候間、一向之平人共被申間敷候」と、「平人」になるわけではないと但書がなされている。

佐伯藩江戸留守居は、正徳3年、幕府宗門奉行の用人に「本人同然」の玄孫³⁶⁾の扱いについて再度確認し、その結果を国元に連絡している。

一、本人同前之子、男系ニ而も三代迄之内壻人女有之候得者孫切ニ而相済申候

一、本人同前之子、男系者玄孫迄御届入申候

一、本人同前之子、女ニ而候得者孫迄ニ而相済申候、勿論本人同前女ニ而候得者是又孫迄ニ而相済申候

一、御届入不申候分者平人ニ而御座候

「類族」の男系は玄孫まで届が必要なことが確認されている。

享保3年(1718)、佐伯藩の江戸留守居に幕府宗門奉行から「類族」に関する指示³⁷⁾があった。

一、類族之者、只今迄追放ニ者不罷成候得共、追放申付候茂不苦候事

但、追放以後兩判ヲ以届入候事

一、離別又者養子之儀^(ママ)絶ニ而類族をはなれ候者ハ、二季ニ兩判之証文を以可相届候、変死・病死・死罪・欠落・遁世等ハ無判之書付を以可相届候事

「類族」の追放をできるようにするが「兩判」による届を出すこと、離別・養子義絶により「類族」を離れる場合は年2回の定められた時期に「兩判之証文」で届け、変死・病死・死罪・欠落・遁世等については「無判之書付」で届けること、というような幕府への届け方の指示であった。

享保7年には、佐伯藩江戸留守居から国元に、幕府宗門奉行の用人の意向が

伝えられている³⁸⁾。

向後本人同前之曾孫女子ニ而候者、出生之御断書被差出候義者入不申候間、其趣ニ可相心得之旨被申候、……尤本人同前之曾孫・玄孫男子は前々之通御断書入申候、然者前々御断書出申候本人同前之曾孫女子之分者、帳面点をつけ申候、婚儀・居所替等之御断茂入申間敷候

「本人同然」の曾孫が女性であれば届は必要ないと、「類族」の範囲に関する指示であった。

享保8年には、佐伯藩は、つぎのような「類族」に関する報告を作成し、毛利周防守（高慶）から幕府宗門奉行横田備中守・建部志摩守宛に提出している³⁹⁾。

豊後国海部郡日野浦百姓転切支丹清太夫一系

本人同然庄助倅伝左衛門三男作十郎娘

一、かや

当卯 式拾五歳

此女、日野浦百姓同系甚太郎妻

……

右書面之通本人同然之曾孫ニ而、類族不出答之处、先年心違段々御断申達候、自今以後替り候品々之御届仕間敷候条、前々相納置候帳面御除可被下候、為御断如斯御座候、以上

享保八癸卯年七月廿五日

毛利周防守

横田備中守殿

建部志摩守殿

「本人同然」の曾孫は享保7年に届が必要ないと指示されていたのに、「類族」の範囲を間違っけて届け出ているので、幕府に提出している類族帳から彼女らを除くように訂正してほしいとの趣旨である。そして、この段階で、「類族」の範囲について確認している⁴⁰⁾。

類族男女一系差別之事

男 本人 子 孫 曾孫 玄孫

本人同前 男 (男 男 男

此之处、女なれ者は迄ニ而曾孫を類族離レ申候、此女ニ男出生ニ而も其子を類族離申候

女 本人 子 孫

本人同前

如此一之系ニ而候得者、男女之無差別、孫切ニ而類族離申候

右之通類族定法ニ而御座候、以上

佐伯藩では、享保8年に確認した「類族」の範囲を「定法」として、この後、「類族」の確認作業を進めている。

臼杵藩においては、享保9年に女系「類族」の調査を行っている⁴¹⁾。浜町（臼杵市）から提出された帳面をみると、「本人」・「本人同然」の孫は朱で「○」、曾孫は朱で「除」と記入しており、臼杵藩宗門方が確認した跡が残されている。臼杵藩も、女系「類族」の場合、曾孫を「類族」から除くことを確認している。

岡藩においても、享保10年、類族の範囲を変更し、「切支丹類族離候者共之覚」を村組に通達している。この通達により、軸丸組関係では、「本人」・「本人同然」の曾孫・玄孫にあたる女性18人が類族離となっている⁴²⁾。

切支丹之類今般御改ニテ類族離御帳面除候者帳 軸丸組

切支丹類族離候者共之覚

大形組帳喜之助系転切支丹きた曾孫 九右衛門娘

一、たね 存命

……

右者、去辰七月 公儀從切支丹御奉行所被仰出之儀、今般御改ニテ切支丹類族ニ至曾孫玄孫之女御帳面被指除候様御差図、右名付之者共向後相変之節不及付届候、併男子之儀ハ前々之通ニ候間、相変之砌可申出候、尤以後男子出生之節ハ以前之通系方ニ相心得可申候、此外類族系方々之儀者先年被仰出候通ニ相心得相違無之様相変之刻注進可申出者成

享保十乙巳七月廿三日

このように、多くの藩でこの時期に「本人」・「本人同前」の曾孫・玄孫にあたる女性が「類族」を離れることが確認されたと考えられる。

(3) 佐伯藩最後の類族とその後

文化14年（1817）、佐伯藩は、領内出身の「類族」与三郎の死去の届を幕府

に提出している⁴³⁾。

豊後国海部郡日野浦ニ罷在候、転切支丹庄助玄孫清六悴与三郎、当丑四月九日、八拾五歳ニ而致病死、旦那寺同国同郡佐伯鉄砲町浄土真宗善教寺江土葬ニ為取置申候、右之類族致病死候、尤此余類族之者無御座候、依之為御届如斯御座候、以上

文化十四丁丑七月

毛利豊前守（高翰） 御兩判

水野主殿頭（忠通）殿

村垣淡路守（定行）殿

与三郎は佐伯藩において最後の「類族」であったことから、佐伯藩は幕府に「類族切証文」もあわせて提出している⁴⁴⁾。

此度、類族死失御届申達候豊後国海部郡日野浦罷在候転切支丹庄助玄孫清六悴与三郎、当丑四月九日、八拾五歳ニ而致病死候、右与三郎迄ニ而、拙者領中并家来至迄、類族之者壹人茂無御座候、仍類族切証文如件

文化十四丁丑七月

毛利豊前守 御兩判

水野主殿頭殿

村垣淡路守殿

ただ、佐伯藩出身の「類族」はいなくなっても、領内には臼杵藩出身の「類族」が居住していた。佐伯藩では、この後も、臼杵藩出身の「類族」の生死に関する事項を臼杵藩に報告しなければならなかった⁴⁵⁾。

臼杵類族之者者、当御領内九人未存命罷在候得共、臼杵類族生死之義者是迄臼杵表之御届ニ相成り、此方様御構無御座候、尤御領内ニ罷在候右臼杵類族生死之節者、其年之十二月ニ至り臼杵宗門奉行共江私共御役之書中を以、為知申遣候例ニ御座候

(4) 臼杵藩の類族の範囲

佐伯藩と幕府宗門奉行の用人とのやり取りにあったように、宝永2年(1705)・正徳2年(1712)段階で、臼杵藩では男女にかかわらず玄孫まで「類族」として幕府に届け、幕府も臼杵藩の「類族」の範囲を容認していた。

臼杵藩では、享保9年(1724)の幕府からの通達以後も女系「類族」の範囲

が徹底しておらず、寛政12年(1800)に女系「類族」の確認をし、「類族」を離れる者を村に通達している。⁴⁶⁾

一、くま子文治、義亮曾孫当り之処、一代女授り候ニ付、類族ニ出候ニ不及事

一、すて子、儀左衛門孫当り之処、一代女授り候ニ付、類族ニ出候ニ不及事

このように臼杵藩において「類族」の範囲が広く、変更の指示が徹底しなかった要因のひとつに、「服忌令」の「忌掛り」の範囲の違いが考えられる。臼杵藩は、幕府の「服忌令」の「忌掛り」の範囲を越えた独自の「服忌令」を定めていた。女系でも曾孫・玄孫まで「忌掛り」の範囲としていたのである。臼杵藩が幕府の「服忌令」に沿ったものに改定したのは、慶応元年(1865)であった。⁴⁷⁾

服忌令先年御極被仰付置候処、此節取調子被仰付、以来此書付之通被仰出候、此段侍中并小侍え各方より相通、支配有之面々は支配中へも相達候様、可有通達候事

書付 ……

服忌之内 ……

一、女方之曾孫・玄孫 ……

右七ヶ条、一日之遠慮申達来候処、公義御定之通、以来遠慮申達不及

むすびにかえて

以上、岡藩・臼杵藩・佐伯藩における「類族」制度の展開について検討してきた。

各藩ともに領内に表面上キリシタンがいない状況を創出した後のキリシタン対策は、「類族」の管理と死失・出生等の報告に重点が移されていった。「類族」の管理は、幕府・藩・村組が基本台帳として同じ「類族帳」を持ち、変更の報告を着実にを行い、同じように加除修正がなされることで成り立っていた。

かつて宣教師が居住し積極的な布教活動を展開した地域が含まれる岡藩や臼杵藩と、居住していたキリシタンが少なかった佐伯藩では、「類族」の人数に

大きな差があり事務量にも差があったであろうが、報告のあり方を細かく幕府宗門奉行の用人に問い合わせていた佐伯藩の姿勢をみると、各藩とも同じように「類族」に関する報告に気を配らなければならなかった状況がうかがえた。また、「服忌令」の「忌掛り」の範囲に基づき「類族」の範囲が設定されたことにより、臼杵藩は他藩より「忌掛り」の範囲が広がったため「類族」の範囲が他藩より広く、幕府もこれを容認しており、「類族」の範囲変更後も臼杵藩では混乱している状況がみられた。

このような「類族」の管理によるキリシタン対策は、「類族」がすべて死亡しても終わらなかった。佐伯藩では、最後の「類族」が死亡したことにより、幕府に毎年8月に提出していた「御届書」、正月に提出していた「存命得失帳」を提出する必要はなくなった。しかし、この後は、毎年10月に領内にキリシタンが存在しないという証文を提出することになっている。⁴⁸⁾

一、切支丹宗門従前々無懈怠今以相 [] 先年被 仰出候御法度書之趣弥相守、御預所□私領中在々所々ニ至迄遂穿鑿、家中之者下々迄是又致僉議候処、不審成者無御座候事

一、御預所并私領中在々所々、家中之者下々之ものニ至迄、若此以後不審成者於有之者早々可申達候事

文化十四丁丑十月

毛利豊前守 御兩判

水野主殿頭殿

村垣淡路守殿

そのため、佐伯藩では最後の「類族」が死亡した後も宗門改が継続されている。また、「類族」以外の養子縁組等の手続きには、「類族」でない証明が必要であった。⁴⁹⁾

覚

佐伯領入津 楠本村半蔵子

一、無類族

常吉

右之者、此度私養子ニ貫申度内談仕候処、双方共何茂差支之儀茂無御座候間、貰受申度、此段奉願候、尤先元役人証文并寺手形相濟指上申候、以上

安政六未年十一月十五日

御手大工 河野栄次郎^⑩

(岡御領御棟梁) 丹幸次郎殿

このような「類族」でないことを証明するうえでも、宗門改が「類族」に限らず民衆把握の意味をもっていたといえる。

絵踏をともなう宗門改を実施していた岡藩・白杵藩では、安政年間（1854～60）に絵踏は廃止されたが、戸籍調査的なものとして廃藩置県直前の明治4年（1871）まで宗門改が継続されている。絵踏をともなわなかった佐伯藩においても、宗門改は明治4年まで実施されている。

註

- 1) 「貞享四年 覚」白杵市蔵。
- 2) 「憲教類典」3-15 服忌、林由紀子『近世服忌令の研究 一幕藩制国家の喪と穢一』（清文堂出版、1998年）。
- 3) イエズス会『1614年日本年報』（大分県立図書館蔵）によれば、かつて豊後国におけるキリスト教布教の拠点とされたのは、白杵藩をはじめ諸領入り交じりの地の「高田」（大分市）、白杵藩領の「野津」（白杵市）、岡藩領「志賀」（竹田市）であった。
- 4) 岡藩・白杵藩・佐伯藩におけるキリスト教禁制政策に関する先行研究として、村井早苗『幕藩制成立とキリスト教禁制』（文献出版、1987年）、同『キリスト教禁制と民衆の宗教』（山川出版社、2002年）、豊田寛三「キリスト教の禁圧」（『大分市史 中』、大分市、1987年）、同「岡藩を中心とした豊後キリスト教の展開」（『竹田市立歴史資料館研究報告書 平成29年度』、竹田市立歴史資料館、2018年）、同「佐伯藩のキリスト教とキリスト教史料」（『佐伯藩史料 温故知新録第13集』、佐伯市教育委員会、2019年）、大津祐司「佐伯藩におけるキリスト教・類族—その特質と白杵藩出身類族支配の展開—」（『史料館研究紀要』第2号、大分県立先哲史料館、1997年）、工藤心平「竹田市市立歴史資料館所蔵の岡藩類族統制史料について」（『竹田市立歴史資料館研究報告書 平成29年度』、竹田市立歴史資料館、2018年）等がある。
- 5) 「元禄元年耶蘇宗門類族帳 市万田組」（マレガ資料A 2.4.6.1.1）、「貞享五年耶蘇宗門并類族御改帳 軸丸組」（高野家蔵）。
- 6) 『中川氏御年譜』（竹田市教育委員会、2007年）。
- 7) マレガ資料A 1.3.17.1。
- 8) マレガ資料A 2.4.6.1.1。
- 9) 註6『中川氏御年譜』。五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館、1990年）には、元禄4年（1691）の奥書をもつ『京都覚書』に、元禄元年頃に幕府に提出された類族帳は351帳（長崎・天草の天領の分は欠）で、存命者（内訳不明）は5万2838人、死亡者を含めると7万5988人と記されている。そのうち、中川佐渡守領分（岡藩）が6229人、稲葉右京亮領分（白杵藩）が1万4106人であった。
- 10) 「古切支丹之類族病死之覚」竹田市歴史文化館蔵。

- 11) 本書所収、佐藤見洋「白杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制」。
- 12) 「稲葉家譜17」白杵市蔵。
- 13) 「貞享四年 御会所日記」白杵市蔵。
- 14) マレガ資料A 1.14.3.1.1(1)。
- 15) マレガ資料A 1.14.4.2。
- 16) マレガ資料A 1.14.7.1。
- 17) 池見家文書「類族寄御帳」大分県立先哲史料館寄託。
- 18) キリシタン古文献「御書物之事」白杵市寄託。
- 19) 註18に同じ。
- 20) 池見家文書「宝暦六年 類族諸願日記帳」大分県立先哲史料館寄託。
- 21) 池見家文書「宝暦六年 諸願留書」大分県立先哲史料館寄託。
- 22) 池見家文書「宝暦六年 類族男女生死出入写書覚」大分県立先哲史料館寄託。
- 23) 註21に同じ。
- 24) 註20に同じ。
- 25) 註22に同じ。
- 26) 池見家文書「寛政十二年類族之者御吟味御書付写并御答扣 丹生原村組」大分県立先哲史料館寄託。
- 27) 佐伯藩史料「佐伯古切支丹類族死失覚」佐伯市蔵。
- 28) 『佐伯市史』（佐伯市、1974年）。
- 29) 註28に同じ。
- 30)～38) 佐伯藩史料「古切支丹之類族覚書」佐伯市蔵。
- 39) 佐伯藩史料「知行御折紙写・諸御役神文前書写」佐伯市蔵。
- 40) 註39に同じ。
- 41) 「享保九年女類族之御帳 浜町」（マレガ資料A 1.16.1.2.1）。
- 42) 「切支丹之類今般御改ニテ類族離御帳面除候者帳」高野家蔵。
- 43) 佐伯藩史料「佐伯古切支丹類族存命覚」佐伯市蔵。
- 44) マレガ資料A 2.4.9.1。
- 45) 佐伯藩史料「御仕置帳」佐伯市蔵。
- 46) 註26に同じ。
- 47) 『藩法集 12 続諸藩』（創文社、1975年）。林由紀子『近世服忌令の研究 一幕藩制国家の喪と穢一』（清文堂出版、1998年）には、白杵藩の場合、「幕府法では服忌なしとされる場合にも服忌を受けるという形で、服忌を受ける範囲を幕府法より広く」しており、「幕府法上服忌なしとされるものに対しても服忌を受けるということは、親族に対する一層手厚い待遇であり、親族を一層尊重するものであると考えられるであろう」「天保・慶応の二度の改正を経て、完全に幕府法と同一化した」と述べられている。
- 48) 註43に同じ。
- 49) 「覚」竹田市歴史文化館蔵。